

大月町地域防災計画

(南海トラフ地震防災対策推進計画編)

平成27年2月26日

平成30年1月改訂

令和2年7月改訂

大月町防災会議

－ 目 次 －

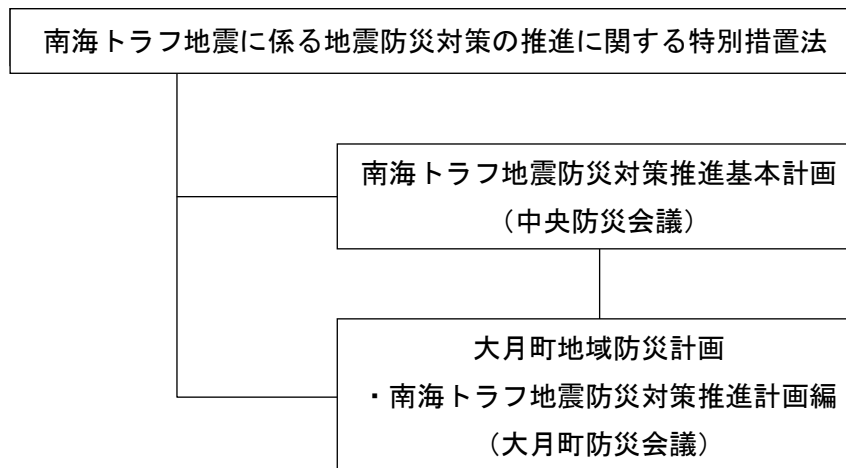
第1章 計画の位置づけ.....	1
第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等.....	2
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助.....	4
1. 津波からの防護.....	4
2. 円滑な避難の確保.....	5
3. 迅速な救助.....	21
第4章 関係者との連携協力の確保.....	22
1. 資機材、人員等の配備手配.....	22
2. 自衛隊の災害派遣.....	23
3. 物資の備蓄・調達.....	23
4. 帰宅困難者への対応.....	24
第5章 防災訓練.....	25
第6章 地震防災上必要な教育及び広報.....	26
第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項.....	29
第8章 南海トラフ地震臨時情報.....	30

第1章 計画の位置づけ

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条に基づいて作成するものである。

また、同法第4条に基づき中央防災会議が作成した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画・第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」を踏まえ、推進計画に明示すべき事項の網羅を図ったものである。

《計画の位置づけ》



第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等

第2章

地震防災上緊急に整備すべき施設等

01 地震防災上緊急に整備すべき施設等

【基本計画（抜粋）】

- 南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化、土砂災害防止施設、津波防護施設の整備を図るとともに、避難場所、避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要である。
- このため、国、指定公共機関、地方公共団体等は、特に地震防災上緊急に整備等すべき施設等について、その必要性及び緊急度に従い、所定の基準等により、推進計画に具体的に明示するものとする。
- 特に、地方公共団体は、レベル2の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。
- また、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。
- これらの施設整備等に当たっては、その具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施する。当該計画の策定に当たって、東海地震その他の地震に対する防災効果も考慮し、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮するものとする。
- これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

町は、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法に伴う「第2次地震防災緊急事業五箇年計画」を踏まえ、計画的に整備を図るものとする。

なお、町有施設の耐震化は、今後、検討のうえ、整備計画を立て整備を図るものとする。

- ア. 避難地
- イ. 避難路
- ウ. 消防用施設
- エ. 消防活動を確保するための道路
- オ. 高規格道路等
- カ. 緊急輸送を確保するために必要な道路、漁港施設
- キ. 協同溝

- ク. 社会福祉施設の改築
- ケ. 公立の小学校、中学校の改築又は補強
- コ. 津波発生における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- サ. 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- シ. 地域防災拠点施設
- ス. 防災行政無線
- セ. 老朽住宅密集地域における延焼防止上必要な道路もしくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

1. 津波からの防護

02 堤防、水門等の整備方針及び計画

【基本計画（抜粋）】

- 国、地方公共団体等堤防、水門等を管理する者は、津波による被害を防止・軽減するための、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化、補強等を推進する必要がある。このため、これらについての方針及び計画を作成し、推進計画に明示するものとする。

町は、津波による被害を防止・軽減するための、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化、補強等を推進するため、これらについての方針及び計画を作成する。

03 地震発生時に水門・陸閘等の閉鎖を行うための体制、手順及び平常時の管理方法等

【基本計画（抜粋）】

- 国、地方公共団体等堤防、水門等を管理する者は、地震発生時に多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について、推進計画に具体的に明示するものとする。この場合において、2(2)【本章2-2「地域住民の避難行動等」】を踏まえ、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保に配慮したものとする。

町は、地震発生時に多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について、具体的に検討しておく。

なお、検討に当たっては、本章2-2「地域住民の避難行動等」を踏まえ、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保に配慮する。

04 内水排除施設等の被災防止措置

【基本計画（抜粋）】

- 内水排除施設等については、発災に備えて、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置について、推進計画に明示するものとする。

内水排除施設等については、次の被災防止措置を講ずる。

- ア. 施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検
- イ. その他所要の措置

05 孤立地域におけるヘリポート等の整備に関する方針及び計画

【基本計画（抜粋）】

- 津波により住家等の孤立が懸念される地域にあつては、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備を推進する必要がある。このため、これらの施設整備等の方針及び計画について、推進計画に明示するものとする。

町の中心地から各地区を結ぶ主要道路が被災した場合には、陸路の早期復旧や応急道路での対応を計画しているが、孤立集落対策として以下のとおりヘリコプター臨時発着場等の整備を図る。

ヘリコプター輸送体制の拠点数	整備済数	整備計画数	整備計画総数
緊急用ヘリコプター離着陸場	1	2	3
整備なしで非常時に使える場所	6	6	6

2. 円滑な避難の確保

2-1. 津波に関する情報の伝達等

06 津波警報等の町への伝達系統及び庁内伝達系統

【基本計画（抜粋）】

- 国、地方公共団体等は、気象庁の発表する津波警報等が、各計画主体の機関相互間及び機関内部において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を推進計画に具体的に明示するものとする。

津波警報等の町への伝達系統及び庁内における伝達系統は、以下を参照する。

区分	参照先
町への伝達系統	地震及び津波災害対策編 第3章 第2節 情報の収集及び伝達
庁内伝達系統	一般対策編 第3章 第3節 予警報等の受領、伝達計画

07 住民等に対する津波警報等の伝達経路及び方法

【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、防災関係機関、地域住民等に対し、防災行政無線、緊急速報メール等により、津波警報等の津波に関する情報が正確かつ広範に伝達されるよう、その経路及び方法を推進計画に明示するものとする。また、市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。これらの場合において、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

津波警報等の住民等への伝達系統及び方法は、【地震及び津波災害対策編 第3章 第3節 避難活動等】参照。

08 船舶に対する津波警報等の伝達系統及び方法

【基本計画（抜粋）】

- 国、地方公共団体等は、船舶に対する津波警報等の伝達について、その経路及び方法を推進計画に具体的に明示するものとする。この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

船舶に対する津波警報等の伝達系統及び方法は次の通りとする。

- ア. 町、宿毛海上保安署並びに第五管区海上保安本部は、津波予報の伝達を受けた場合、速やかに関係機関・船舶等に伝達を行う。
- イ. 第五管区海上保安本部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。
- ウ. 町、宿毛海上保安署は、情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえて、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。

09 防災行政無線の整備等の方針及び計画

【基本計画（抜粋）】

- 津波警報等の迅速な伝達を行うため、国及び地方公共団体は、防災行政無線の整備等の方針及び計画について、推進計画に明示するものとする。

住民に対し迅速な情報伝達手段の多様化を図るとともに、災害に強い施設整備を進める。

また、津波等により孤立が想定される地区においては、防災行政無線を双方向から通信できる機器を導入することにより、情報網の遮断を防ぐ。

10 被害情報の収集経路及び方法

【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、その管轄区域内における被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及び方法を、推進計画に具体的に明示するものとする。伝達の経路及び方法を定めるに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮するものとする。

被害情報の収集は以下の手段のほか、多様な手段を用いて行う。

なお、地震発生時には通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮し、今後も通信の多様化を図ることとする。

- ア．防災行政無線（アンサーバック機能）
- イ．消防救急無線
- ウ．衛星携帯電話

このほか、被害情報の収集に関する事項は【一般対策編 第3章 第4節 災害情報等の収集、報告計画】参照。

2-2. 地域住民等の避難行動等

11 避難対象地域及び避難場所、避難方法等

【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、避難対象地域を推進計画に明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画に明示するものとする。これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。
- その際、高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進するものとする。
- 上記の推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示（緊急）・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

避難対象地域及び避難場所、避難方法等は以下のとおりとする。

項目	内容
避難対象地域	【地震及び津波災害対策編 第3章 第3節 避難活動等】参照。
避難場所	【資料編 資料24 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表】参照。
避難経路	地域津波避難計画の作成、見直しや避難訓練等を通じて、住民一人ひとりが避難経路を確認しておき、災害時には各自が経路を選択して避難する。
避難方法	避難方法は原則徒歩とする。 ただし、避難困難地域の住民や要配慮者等、徒歩では安全に避難することができないと考えられる場合には、自動車等の方法を用いる。 この場合においては、事前に地域の合意を得る等、避難時の交通混乱の防止に配慮する。

12 住民は平常時からの備えに万全を期すべきこと

【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、避難対象地域内の住民等が、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべき旨を、推進計画に明示するものとする。

住民は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努める。

13 要配慮者（避難行動要支援者及び外国人、旅行者等）の避難支援等の実施体制

【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体及び関係機関は、避難行動要支援者の避難支援等を行うとともに、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の適切な対応を行うものとし、これらに係る実施体制等について、推進計画に明示する。この場合において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮するものとする。

13-1 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援については、【一般対策編 第3章 第10節 要配慮者対策】参照。

13-2 外国人、出張者及び旅行者等の避難支援

外国人、出張者及び旅行者等に対しては、次の方法により避難誘導を行うこととし、平常時より必要な対策を行うこととする。

実施者	避難誘導方法	事前の対策
町	避難誘導標識による誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所や避難経路を知らせるサインを整備する。 ※この場合においては、標準的な図記号の使用、外国語の併記等、だれが見ても分かる内容とするよう努める。
	津波警報、避難指示等の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光客等にも分かりやすい文例を作成する。 ・ 外国語による広報文例を作成する。
観光施設、宿泊施設等の管理者	観光施設、宿泊施設等の管理者による避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設において、避難場所、避難経路等を検討し、避難誘導計画を作成する。

13-3 避難支援に当たっての留意事項

要配慮者の避難支援に当たっては、消防団、自主防災組織等との連携に努めるとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

14 避難誘導の方法

【基本計画（抜粋）】

- 避難誘導を実施すべき計画主体は、具体的な避難誘導の方法、市町村との連携体制等を定め、推進計画に明示するものとする。その際、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。

避難誘導の実施者及び実施方法は次の通りとする。

実施主体	避難誘導の方法
自主防災組織	津波到達時間を考慮したうえで、地域内の住民に声を掛けながら避難する。
消防団	津波到達時間及び自らの避難に必要な時間等を考慮し、あらかじめ避難誘導時の退避ルールを定めておく。 災害時には、退避ルールの範囲内で、広報車等を用いて地域住民へ避難場所、安全な避難経路、避難時の注意事項等の広報活動を行うとともに、必要に応じて誘導員を配置して住民の誘導を行う。
施設又は事業所の自衛消防組織	館内放送等を用いて、避難場所、避難経路等を従業員や施設の利用者等に周知徹底する。また、必要に応じ、施設の出入り口等に避難誘導員を配置して誘導を行う。

2-3. 避難場所及び避難所の運営・安全確保

15 避難後の救護の内容

【基本計画（抜粋）】

- 避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を推進計画に明示するものとする。

町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

なお、町は、以下に掲げる救護に必要な物資、資器材の調達及び運用を図るため、流通在庫の引き渡しの要請、県への物資供給要請その他必要な措置をとる。

- ア. 収容施設への収容
- イ. 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- ウ. その他必要な措置

16 避難所の開設及び管理等のためあらかじめ準備すべき事項

【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、各避難所における避難者のリスト作成等に関し、あらかじめ準備すべき事項について推進計画に明示するものとする。

16-1 応急危険度判定を優先的に行う体制

町内の指定避難所となっている以下の施設については、優先的に応急危険度判定を行うこととする。

- ア. 弘見体育館（旧弘見小学校）
- イ. 大月小学校体育館
- ウ. 大月中学校体育館
- エ. 農村環境改善センター
- オ. 姫ノ井体育館（旧姫ノ井小学校）
- カ. 東部体育館（旧月灘中学校）

16-2 各避難所との連絡体制

各避難所との連絡体制については、大月町避難所運営マニュアル参照。

16-3 各避難所における避難者のリスト作成

各避難所における避難者のリスト作成については、大月町避難所運営マニュアル参照。

17 避難海域

【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、船舶が沖合に避難できるよう、避難海域を推進計画に明示するものとする。

町は、船舶が沖合に避難できるよう、関係機関と協力しながら、避難海域の設定及び周知に努める。

2-4. 意識の普及啓発

18 住民の意識啓発のための方策

【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について、推進計画に明示するものとする。

町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための次の対策を実施する。

- ア. ハザードマップの作成・見直し・周知
- イ. ワークショップの開催
- ウ. 地域津波避難計画及び同計画による「わが家の津波避難計画」の作成支援

2-5. 関係機関のとりべき措置

(1) 消防機関等の活動

19 消防機関等が津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項

【基本計画（抜粋）】

- 市町村等は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき次の事項を、推進計画に明示するものとする。
 - ・ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - ・ 津波からの避難誘導
 - ・ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - ・ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

消防機関等が津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、【地震及び津波災害対策編 第2章 第8節 避難対策】参照。

(2) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1) 水道

20 水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置の内容

【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置の内容を推進計画に明示するものとする。

町は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行うこととし、今後、具体的な措置の内容について検討を行う。

2) 電気

21 利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報の実施について

【基本計画（抜粋）】

- 電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施について、推進計画に明示するものとする。

電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

※広報実施に関する計画については、電力事業者が定める計画を参照。

22 電力供給のための体制確保等のとるべき措置の内容

【基本計画（抜粋）】

- 電力事業者は、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることを踏まえ、電力供給のための体制確保等のとるべき措置の内容を推進計画に明示するものとする。

電力事業者は、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることを踏まえ、電力供給のための体制確保等の措置をとる。

※措置の内容については、電力事業者が定める計画を参照。

23 災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策

【基本計画（抜粋）】

- 電力事業者は、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策について推進計画に明示するものとする。

電力事業者は、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給する。

※方策の内容については、電力事業者が定める計画を参照。

3) ガス

24 火災等の二次災害の防止のために利用者が行う措置に関する広報の実施について

【基本計画（抜粋）】

- ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報の実施について、推進計画に明示するものとする。

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

※広報実施に関する計画については、電力事業者が定める計画を参照。

4) 通信

25 通信を確保するためにとるべき措置の内容

【基本計画（抜粋）】

- 電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳対策等のとるべき措置の内容を、推進計画に明示するものとする。

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳対策等の必要な措置をとる。

※措置の内容については、電気通信事業者が定める計画を参照。

26 災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策

【基本計画（抜粋）】

- 電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策について推進計画に明示するものとする。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及を行う。

※普及のための方策の内容については、電気通信事業者が定める計画を参照。

5) 放送

27 放送継続のための被災防止措置の内容

【基本計画（抜粋）】

- 放送は、地域住民等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。
- 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的内容を推進計画に明示するものとする。

27-1 防災関係機関及び地域住民への情報提供

町及び放送事業者は、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努め、相互に協力しながら、次の事項を行う。

- ア．告知端末や防災行政無線の機能充実
- イ．携帯電話やインターネットを利用した情報提供

27-2 放送継続のための被災防災措置

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずる。

※被災防止措置の具体的内容については、放送事業者が定める計画を参照。

(3) 交通

1) 道路

28 交通規制の内容

【基本計画（抜粋）】

- 都府県警察は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について交通規制の内容を定め、推進計画に明示するとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。なお、必要に応じ隣接する都府県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。
- 地方公共団体は、交通規制の内容について、推進計画に明示するものとする。

地震発生時に高知県警察が行う交通規制の内容は次の通りである。

区分	規制内容
第一次交通規制 (災害発生直後)	災害発生直後の交通混乱を最小限に抑え、円滑な救出活動ができるように、道路交通法に基づいた現場警察官の交通規制により、次の交通規制を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難車（者）の通行路の確保のため、損壊した道路の通行止めや迂回誘導 ・ 緊急交通路指定のための設定予定路線通行止め ・ 被災地に向かう車両の通行禁止等による流入抑制
第二次交通規制 (第一次交通規制を実施した後に必要により実施)	災害対策基本法に基づき、公安委員会が緊急交通路を指定し、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行止めにより通過交通抑制の交通規制を行う。

※緊急交通路設定予定路線（大月町内の路線を抜粋）

区分	路線名	区間
緊急交通路設定予定路線その1 (優先的に実施する路線)	該当路線なし	-
緊急交通路設定予定路線その2 (必要に応じて実施する路線)	国道321号	全線

2) 海上及び航空

29 船舶の安全な海域への退避等のための措置の内容

【基本計画（抜粋）】

- 国、地方公共団体等は、津波による危険が予想される場合においては、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずるものとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を推進計画において定めるものとする。

町は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を検討しておく。

30 飛行場において必要な安全確保対策を実施すること

【基本計画（抜粋）】

- 空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場について速やかに閉鎖するなど、必要な安全確保対策をとることを、推進計画に明示するものとする。

町内に飛行場は立地していないため、当該項目の記載は不要とする。

3) 鉄道

31 津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行上の措置

【基本計画（抜粋）】

- 鉄道事業者等は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を、推進計画に明示するものとする。

町内に鉄道路線は運行していないため、当該項目の記載は不要とする。

4) 乗客等の避難誘導等

32 乗客等の避難誘導計画等

【基本計画（抜粋）】

- 各計画主体は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を、推進計画において明示するものとする。

本町においては、上記に該当するものとして高知西南交通株式会社の路線バスが運行している。

以下に、高知西南交通株式会社が定める「南海・東南海地震等発生時における津波避難マニュアル」の内容を抜粋する。

■各営業所及び待合所の滞留旅客に対する措置

津波警報等が発表されたとき又は津波警報が発表される前であっても大きな揺れを感じたときには、避難対象地区にある事業所等に勤務する職員は、滞留するお客様に「津波発生」を知らせ、予め定めている避難場所に誘導する。

この場合、現地の道路が渋滞していない場合は、避難場所又は避難場所付近の「運行出来る所」まで乗務員は乗客をバスで避難させる。

バスで避難が困難な場合は、徒歩にて誘導し避難させる。

尚、お客様には下記のような内容で、誘導して下さい。

「東南海・南海地震による津波が発生しました。バスの運行は全線中止と致します。最寄の避難地まで誘導いたしますので、ついてきて下さい。」

<事業所別避難場所>

事業所名	海拔(m)	避難場所	海拔(m)
大月出張所	86	ふれあい大月	86

<走行中の避難場所（大月町各系統）>

番号	走行中		避難場所（方面）	
	主要バス停間	海拔(m)	施設等	海拔(m)
1	柏島	1	二ツ石	110
2	蜂ノ巣	31	大月役場	89
3	小才角	1	R321 姫ノ井	51
4	西泊	14	二ツ石	110
5	橘浦	9	大月役場	89
6	竜ヶ迫	41	大月役場	89
7	春遠	160	春遠分岐	90

※各系統の主要バス停は、各避難場所方面の高い場所に向かって避難して下さい。

■避難後の措置

職員は、避難状況等について可能な限り、本社営業所（又は被災のない事業所）へ報告するものとする。

避難場所において津波の状況や被災情報等をテレビ、ラジオ、電話等で情報を入手し避難解除の確認が取れるまで、避難場所で待機して下さい。

2-6. その他計画主体が自ら管理等を行う施設等に関する対策

33 津波避難実施上重要な施設の機能整備に関する事項

【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体等は、庁舎等の公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等の情報を入手するための機器の整備その他の必要な事項について推進計画に明示するものとする。

津波避難実施上重要な施設の機能整備については、【地震及び津波災害対策編 第2章 第7節 公共土木施設等の災害予防対策】参照。

34 特殊施設における津波避難への支障防止のための措置の内容、実施方法等

【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、動物園等特殊施設について、津波避難への支障の発生を防止するなどの観点から所要の措置を講ずることとし、その具体的内容、実施方法等を推進計画に明示するものとする。

町内に該当施設は立地していないため、当該項目の記載は不要とする。

35 町が管理又は運営する施設における緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制

【基本計画（抜粋）】

- 各計画主体は、自らが管理又は運営する施設について、地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を、推進計画に明示するものとする。この場合において、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

本町では、南海トラフ地震が発生した場合における津波到達時間が早いところで数分であると想定されていることから、職員等の安全に配慮し、地震発生後の緊急点検及び巡視は原則として行わないこととする。

36 工事中の建築物等に関する津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置の方針

【基本計画（抜粋）】

- 各計画主体は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を、推進計画に明示するものとする。この場合において、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

工事中の公共施設、建築物等については工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他保安措置を講ずる。

2-7. 計画主体が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策

37 町が管理又は運営する対策計画の対象となる施設又は事業に関する対策

町が管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設は以下の施設である。

対策計画の内容については、別途作成する対策計画を参照。

名称	所在地	津波到達時間	浸水深
柏島保育所	柏島 173-1	15分	5m

3. 迅速な救助

38 消防機関による救助・救急活動の実施体制

【基本計画（抜粋）】

- 国及び地方公共団体は、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等の、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制について、推進計画に明示するものとする。

消防機関による救助・救急活動の実施体制は【一般対策編 第2章 第7節 火災予防計画】参照。

39 緊急消防援助隊の活動支援体制を整備するための方策に関する事項

【基本計画（抜粋）】

- 国及び地方公共団体は、緊急消防援助隊運用要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うための方策に関する事項について、推進計画に明示するものとする。

町は、高知県又は幡多西部消防組合消防本部が定める応援等実施計画及び受援計画等に基づき、緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。支援体制の整備を行うための方策の内容については、当該応援等実施計画及び受援計画等を参照。

40 自衛隊・警察・消防等との救助活動における連携を推進すること

【基本計画（抜粋）】

- 国及び地方公共団体は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進等について、推進計画に明示するものとする。

町は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携を推進する。

41 消防団の充実を図ること

【基本計画（抜粋）】

- 国及び地方公共団体は、消防団に関し、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実を図ることについて、推進計画に明示するものとする。

町は、消防団に関し、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実を図る。

第4章 関係者との連携協力の確保

1. 資機材、人員等の配備手配

42 発災時における物資・人員の調達等に関して広域的な措置が必要な事項

【基本計画（抜粋）】

- 各計画主体は、被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものについて、推進計画に明示するものとする。

町は、被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものについて検討を行い、必要な整備を行うこととする。

43 他機関との応援協定の締結その他の手続き上の措置

【基本計画（抜粋）】

- 各計画主体は、応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前応援協定の締結その他の手続き上の措置をあらかじめ定め、推進計画に明示するものとする。
- 上記の計画内容を定めるに当たっては、各計画主体相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ計画を策定するなど十分調整するものとする。

町が締結する応援協定の一覧及び協定内容を【資料編 資料21 災害時の応援協定】に示す。

2. 自衛隊の災害派遣

44 自衛隊の災害派遣要請要領及び派遣部隊の受入れ等に関する計画

【基本計画（抜粋）】

- 関係都府県は、自衛隊への災害派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を推進計画に明示するとともに、地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくものとする。その他関係する計画主体についても同様の措置を講じるとともに、これらの計画については、1の計画との整合性を図った上で、推進計画に明示するものとする。

自衛隊の災害派遣要請要領及び派遣部隊の受入れ等に関する計画は、【一般対策編 第3章 第31節 自衛隊派遣要請計画】参照。

3. 物資の備蓄・調達

45 物資の備蓄及び調達に関する計画

【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画を作成し、推進計画に明示するとともに、国は発災後速やかに被災地外での物資調達を行い、被災地へ搬送するよう計画を作成し、推進計画に明示するものとする。

45-1 物資の備蓄に関する計画

物資の備蓄計画については、【一般対策編 第2章 第13節 緊急物資確保対策】参照。

45-2 物資の調達に関する計画

町は、被害想定を基に、災害時の物資の調達に関する計画を作成する。

4. 帰宅困難者への対応

46 帰宅困難者対策

【基本計画（抜粋）】

- 国及び地方公共団体は、民間事業者等と協力して、一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。また、大量の帰宅困難者の発生が想定される都市部においては、国、地方公共団体、民間事業者等は、協力して一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供等の対策について検討を進めることとし、推進計画に明示するものとする。

帰宅困難者への対応として、道の駅「ふれあいパーク大月」を一時滞在施設として活用することを計画しており、当該施設の一時滞在施設としての整備を進める。

第5章 防災訓練

47 防災訓練の実施内容、方法等

48 情報伝達訓練を実施すること

【基本計画（抜粋）】

- 各計画主体は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。この場合において、他の計画主体等と共同して訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意するものとする。
- また、予想される地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努めるものとする。
- 国、地方公共団体等は、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施することを推進計画に明示するものとする。
- 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

防災訓練の実施内容、方法等は、【地震及び津波災害対策編 第2章 第3節 実践的な防災訓練の実施】参照。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報

49 職員に対する防災教育の実施内容、方法等

【基本計画（抜粋）】

- 各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。
- この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ・ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - ・ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - ・ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ・ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

49-1 職員に対する防災教育の実施方法

職員に対する防災教育の実施方法は、【一般対策編 第2章 第16節 防災知識普及計画】参照。

49-2 職員に対する防災教育の内容

職員に対する防災教育の内容は次の通りとする。

- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ・ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

50 住民に対する教育・広報の実施方法及び内容

【基本計画（抜粋）】

- 国、地方公共団体は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとしての確かな判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報の実施方法及びその内容を推進計画に明示するものとする。
- この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮するものとする。
- この教育・広報の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ・ 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ・ 正確な情報の入手方法
 - ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ・ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ・ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - ・ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- 地方公共団体は、推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 地方公共団体等は、教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。
- また、地方公共団体等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意するものとする。
- さらに、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。

50-1 住民に対する教育・広報の実施方法

教育・広報の実施方法は、【一般対策編 第2章 第16節 防災知識普及計画】参照。

50-2 住民に対する教育・広報の内容

教育・広報の内容は次の通りとする。

- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ・ 正確な情報の入手方法
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ・ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ・ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ・ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

50-3 教育・広報の実施における留意事項

教育・広報の実施においては、次の事項に留意する。

- ・ 地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
- ・ 教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
- ・ 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- ・ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

51 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

【基本計画（抜粋）】

- 津波避難対策緊急事業計画は、市町村長が作成することとなっており、この場合において南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における市町村防災会議が地域防災計画において定めることができるとされている「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」は、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標及びその達成期間とする。
- このうち、基本的な方針においては、市町村における津波の浸水想定に基づき、区域ごとに、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類を記載するものとする。
- また、目標及びその達成期間は、津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標及びその達成期間を設定するものとする。

町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条及び本計画において定める以下の「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」に基づき、津波避難対策緊急事業計画を作成し、計画的に整備を図る。

《津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項》

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
大月町周防形地区	避難施設の整備事業	5箇所	平成30年度
大月町周防形地区	避難経路の整備事業	2箇所	平成30年度
大月町橋浦地区	避難施設の整備事業	5箇所	平成30年度
大月町橋浦地区	避難経路の整備事業	1箇所	平成30年度

第8章 南海トラフ地震臨時情報

52 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報については、地震及び津波災害対策編 第6章南海トラフ地震臨時情報に記載。